

報告第 5 号

紫波町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について

紫波町税条例等の一部を改正する条例（令和 8 年紫波町条例第 9 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項及び紫波町長専決条例（昭和 4 6 年紫波町条例第 1 9 号）第 2 条第 1 0 号の規定に基づき、令和 8 年 3 月 3 1 日別紙のとおり専決処分したから、同法第 1 8 0 条第 2 項の規定により、報告する。

令和 8 年 6 月 2 日提出

紫波町長 鎌 田 千 市

紫波町税条例等の一部を改正する条例

(紫波町税条例の一部改正)

第1条 紫波町税条例（昭和30年紫波町条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	改 正 後
（納税証明事項） 第19条の2 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象自動車又は二輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合において、その旨とする。 （納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） 第20条 納税者又は特別徴収義務者は、第41条、第47条、第47条の2若しくは第47条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条の4第1項（第48条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第49条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第65条、<u>第78条の6第1項</u>、第80条第2項、第93条第1項若しくは第2項、第97条第2項、第100条又は第125条の2第1項、第132条又は第142条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げ	（納税証明事項） 第19条の2 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象自動車又は二輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合において、その旨とする。 （納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） 第20条 納税者又は特別徴収義務者は、第41条、第47条、第47条の2若しくは第47条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条の4第1項（第48条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第49条第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第53条の7、第65条、第80条第2項、第93条第1項若しくは第2項、第97条第2項、第100条又は第125条の2第1項、第132条又は第142条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及

る期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。

(1) 略

(2) 第78条の6第1項の申告書、第93条第1項若しくは第2項の申告書又は第125条の2第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第78条の6第1項の申告書、第93条第1項若しくは第2項の申告書又は第125条の2第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) 略

(所得割の課税標準)

第34条 略

2 略

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第35条の9において「特定配当等」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 略

(寄附金税額控除)

第35条の7 略

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(町民税の申告)

第37条の2 第26条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出し

び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。

(1) 略

(2) 第93条第1項若しくは第2項の申告書又は第125条の2第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第93条第1項若しくは第2項の申告書又は第125条の2第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) 略

(所得割の課税標準)

第34条 略

2 略

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(次項及び第35条の9において「特定配当等」という。)(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 略

(寄附金税額控除)

第35条の7 略

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(町民税の申告)

第37条の2 第26条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出し

なければならない。ただし、法第 317条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の 9 の 7 に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の法第 314条の 2 第 1 項第10号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第 314条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第12号に規定する特定親族をいう。第37条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第37条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の 7 第 1 項（同項第 2 号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第 2 条第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第 4 項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第 6 項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第 2 項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第27条第 2 項に規定する者（施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この

なければならない。ただし、法第 317条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の 9 の 7 に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の法第 314条の 2 第 1 項第10号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第 314条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第12号に規定する特定親族をいう。第37条の 3 の 2 第 1 項第 3 号並びに第37条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の 7 第 1 項（同項第 2 号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第 2 条第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第 4 項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第 6 項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第 2 項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第27条第 2 項に規定する者（施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）

限りでない。

2～10 略

（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

（1） 略

（2） 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

（3）及び（4） 略

2～4 略

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 略

）については、この限りでない。

2～10 略

（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

（1） 略

（2） 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名

（3）及び（4） 略

2～4 略

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 略

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第37条の3の3 所得税法第 203条の6 第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第 203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第 203条の6 第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第37条の3の3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 203条の6 第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第 203条の6 第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第26条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第 317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第 317条の3の3第1項の規定に

。をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第 203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第26条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。))であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第 314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第 317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書

よる申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第 203条の 6 第 2 項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317条の 3 の 3 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

3 略

4 公的年金等受給者は、第 1 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の 9 の 7 の 3において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第 3 項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（固定資産税の免税点）

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては 150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

（軽自動車税の納税義務者等）

第77条 軽自動車税は、3 輪以上の軽自動車に対し、当該 3 輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者には、法第 443条第 2 項に規定する者を含まないものとする。

に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第 203条の 6 第 2 項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第 1 項又は法第 317条の 3 の 3 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第 1 項又は同条第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

4 略

5 公的年金等受給者は、第 1 項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の 9 の 8において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第 4 項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（固定資産税の免税点）

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては30万円、償却資産にあつては 180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

（軽自動車税の納税義務者等）

第77条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

3 軽自動車等の所有者が法第 445条第 1 項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第 1 項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみなす課税)

第78条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を第77条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3 輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を3 輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第 444条第 3 項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した 3 輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第 2 条第 5 項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した 3 輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第 444条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第 1 項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で 3 輪以上の軽自動車を取得した者が、当該 3 輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該 3 輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(環境性能割の課税標準)

第78条の 3 環境性能割の課税標準は、3 輪

2 軽自動車等の所有者が法第 445条第 1 項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみなす課税)

第78条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

以上の軽自動車の取得のために通常要する
価額として施行規則第15条の10に定めると
ころにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第78条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽
自動車に対して課する環境性能割の税率は
、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項又は
第5項において準用する場合を含む。)

の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項又は
第5項において準用する場合を含む。)

の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受
けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第78条の5 環境性能割の徴収については、
申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第78条の6 環境性能割の納税義務者は、法
第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽
自動車の区分に応じ、当該各号に定める時
又は日までに、施行規則第33号の4様式に
よる申告書を町長に提出するとともに、そ
の申告に係る環境性能割額を納付しなけれ
ばならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能
割の納税義務者を除く。)は、法第454条
第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号
に定める時又は日までに、施行規則第33号
の4様式による報告書を町長に提出しなけ
ればならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料
)

第78条の7 環境性能割の納税義務者が前条
の規定により申告し、又は報告すべき事項
について正当な事由がなく申告又は報告
をしなかつた場合には、その者に対し、10
万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、町長が
定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発

する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第78条の8 町長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

（種別割の税率）

第79条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) 略

（種別割の賦課期日及び納期）

第80条 種別割の賦課期日は4月1日とする。

2 種別割の納期は5月11日から同月31日までとする。

（種別割の徴収の方法）

第82条 種別割は、普通徴収の方法によつて徴収する。

（種別割に関する申告又は報告）

第84条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則

（軽自動車税の税率）

第79条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) 略

（軽自動車税の賦課期日及び納期）

第80条 軽自動車税の賦課期日は4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は5月11日から同月31日までとする。

（軽自動車税の徴収の方法）

第82条 軽自動車税は、普通徴収の方法によつて徴収する。

（軽自動車税に関する申告又は報告）

第84条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則

規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

- 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。

4 略

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第85条 略

(種別割の減免)

第86条 町長は、公益のため直接専用する軽自動車等及び天災その他特別の事情があると認める軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

- 2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

- 3 第1項の規定によつて種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第86条の2 町長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1)及び(2) 略

- 2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年

第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

- 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。

4 略

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第85条 略

(軽自動車税の減免)

第86条 町長は、公益のため直接専用する軽自動車等及び天災その他特別の事情があると認める軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

- 2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

- 3 第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第86条の2 町長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

(1)及び(2) 略

- 2 前項第1号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、身体障害者福祉法（昭和

法律第 283号) 第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第 168号) 第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第 123号) 第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第 105号) 第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2 第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。))が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2 第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。))を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) 略

3 略

4 第1項第2号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示(町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて種別割の減免を受けている者について準用する。

24年法律第 283号) 第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第 168号) 第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第 123号) 第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第 105号) 第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2 第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。))が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2 第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。))を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) 略

3 略

4 第1項第2号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、町長に対して、当該軽自動車等の提示(町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第87条 略

2 法第 445条若しくは第78条の2又は第77条第3項ただし書の規定によつて種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が町内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第 445条若しくは第78条の2又は第77条第3項ただし書の規定によつて種別割を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～6 略

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8及び9 略

(国民健康保険税の課税額)

第 127条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第87条 略

2 法第 445条若しくは第78条の2又は第77条第2項ただし書の規定によつて軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が町内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第 445条若しくは第78条の2又は第77条第2項ただし書の規定によつて軽自動車税を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～6 略

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が町内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8及び9 略

(国民健康保険税の課税額)

第 127条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第

192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(2)及び(3) 略

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合には、基礎課税額は、66万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 略

192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(2)及び(3) 略

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が67万円を超える場合には、基礎課税額は、67万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 略

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付

(国民健康保険税の税率)

第 130条 略

2 及び 3 略

(国民健康保険税額の減額)

第 134条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 127条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

金課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第 703条の 4 第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

(国民健康保険税の税率)

第 130条 略

2 及び 3 略

4 第 127条第 5 項の子ども・子育て支援納付金課税額の税率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の 0.3

(2) 被保険者均等割 被保険者 1 人について 1,200円

(3) 18歳以上被保険者均等割 18歳以上被保険者 1 人について 100円

(4) 世帯別平等割 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める率

ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円

イ 特定世帯 400円

ウ 特定継続世帯 600円

(国民健康保険税額の減額)

第 134条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 127条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第 5 項本文の子ども・子育て支援納付金課税額か

(1) 法第 703条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第 703条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第 703条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ 略

らキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 3 万円を超える場合には、3 万円）の合算額とする。

(1) 法第 703条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第 703条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第 703条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ 略

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 126条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について 840円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第 126条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 126条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について 840円

(2) 法第 703条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 305,000円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

(3) 法第 703条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が

も・子育て支援納付金課税額の世帯別
平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の
世帯 560円

(イ) 特定世帯 280円

(ウ) 特定継続世帯 420円

(2) 法第 703条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 310,000円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第 126条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について 600円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第 126条第 2 項に規定する世帯主を除く。） 1 人について 50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別
平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の
世帯 400円

(イ) 特定世帯 200円

(ウ) 特定継続世帯 300円

(3) 法第 703条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が

2 以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)及び(2) 略

2 以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 570,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2 号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 126条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 240円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第 126条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円

(イ) 特定世帯 80円

(ウ) 特定継続世帯 120円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)及び(2) 略

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1） 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第128条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（2）～（6） 略

、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 360円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 600円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 960円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1,200円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1） 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第128条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（2）～（6） 略

（7） 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第128条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 130条第 4 項第 2 号の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 130条第 4 項第 3 号の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の 3 月31日以前である被保険者（以下、「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前 3 項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第 3 条の 3 平成30年度から令和 9 年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定に該当する場合における第35条の 2 の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項（第 2 号を除く。）」と、「まで」とあるのは「ま

附 則

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第 3 条の 3 平成30年度以後の各年度分の個人の町民税に限り、法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定に該当する場合における第35条の 2 の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項（第 2 号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則

で並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除）

第4条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「町民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第35条の8及び第35条の9第1項の規定の適用については、第35条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第4条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第4条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び町民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した町民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、町長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

第4条の3の2 平成22年度から令和20年度

第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除）

第4条の3 平成22年度から令和25年度まで

までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けな

いときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第35条の8及び第35条の9第1項の規定の適用については、第35条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第4条の3の2第1項」と、第35条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第4条の3の2第1項」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第4条の4 第35条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第15条第1項、附則第16条第1項、附則第17条第1項、附則第18条の4第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第35条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例）

第5条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6

の各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第35条の8及び第35条の9第1項の規定の適用については、第35条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第4条の3第1項」と、第35条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第4条の3第1項」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第4条の4 第35条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第15条第1項、附則第16条第1項、附則第17条第1項、附則第18条の4第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第35条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例）

第5条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6

条第4項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第34条から第35条の3まで、第35条の6から第35条の8まで、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項、附則第4条の3の2第1項及び附則第4条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 略

（個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）

第6条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第35条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

条第4項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第34条から第35条の3まで、第35条の6から第35条の8まで、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 略

（個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）

第6条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、第35条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第 7 条の 2 略

- 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 4 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。
- 8 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 9 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 10 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 11 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 12 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 13 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 14 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 15 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 16 略

第 7 条の 2 略

- 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。
- 3 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 4 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 5 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 6 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。
- 8 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 10 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 11 法附則第15条第27項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 13 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第7条の3 略

2～6 略

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 略

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した

14 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする

—

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第7条の3 略

2～6 略

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 略

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した

申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 略

10 略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 略

12及び13 略

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

15 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内

申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) 略

10 略

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) 略

12及び13 略

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

15 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に

に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第 110号）第10条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第 379号）第 5 条第 3 号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第 4 号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)～(6) 略

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第13条の 2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が法第 446条第 1 項（同条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）又は法第 451条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。）の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の 9 第 3 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第 1 項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割

、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第 379号）第 5 条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第 3 項の条例で定める同法第 2 条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

(4)～(6) 略

につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第13条の4の規定により読み替えられた第78条の6第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第13条の3 町長は、当分の間、第78条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第13条の4 第78条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第13条の5 町は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収

取扱費として県に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第13条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第78条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第78条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第14条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という

（軽自動車税の税率の特例）

第14条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに

。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第14条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 町長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第80条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国

限る。）に対する第79条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第14条の2 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 町長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第80条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大

土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第84条及び第85条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに 100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）

第15条 略

2 略

- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1） 略

（2） 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

（3）～（5） 略

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例）

第16条 略

2 略

- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1） 略

臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第84条及び第85条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに 100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）

第15条 略

2 略

- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1） 略

（2） 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

（3）～（5） 略

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例）

第16条 略

2 略

- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1） 略

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

4 略

(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第17条 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

4 略

(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第17条 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第18条 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

(3)～(5) 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第18条 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲

(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第18条の4 略

2～4 略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第18条の4 略

2～4 略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第19条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第19条の2 略

第19条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第19条の2 略

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第34条第1項及び第2項並びに第35条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第35条の2の規定の適用がある場合には、その適

用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第35条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第4条第1項及び第4条の3第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第36条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第3条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の町

民税の課税の特例)

第20条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは

民税の課税の特例)

第20条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項、附則第4条第1項及び附則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第4条第1項及び第4条の3第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第4条第1項及び第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定

は「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

3及び4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の3 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の

による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

3及び4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第4条第1項及び第4条の3第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第4条第1項及び第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の3 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第4条第1項及び第4条の3第1項の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第4条第1項及び第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による町民

額並びに附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 3 及び 4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第4条第1項、<u>第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第4条第1項、<u>第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 6 略	税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 3 及び 4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第35条の6から第35条の8まで、第35条の9第1項並びに附則第4条第1項<u>及び第4条の3第1項</u>の規定の適用については、第35条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項前段、第35条の8、第35条の9第1項並びに附則第4条第1項<u>及び第4条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第35条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 6 略
--	---

(紫波町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 紫波町税条例の一部を改正する条例（平成26年紫波町条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中紫波町税条例第37条の2第1項ただし書、第37条の3の2及び第37条の3の3の改正の規定並びに附則第3条の3の改正の規定及び附則第4条の3の2第1項の改正の規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第1条中紫波町税条例第63条の改正の規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日

(3) 第1条中紫波町税条例第35条の7第2項の改正の規定並びに附則第4条の4の改正の規定(「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。)、附則第6条の2の改正の規定及び附則第18条の改正の規定(同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。)並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(4) 第1条中紫波町税条例附則第4条の4の改正の規定(前号に掲げる改正の規定を除く。)及び附則第19条の2の次に1条を加える改正の規定並びに次条第3項及び第5号の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の紫波町税条例(以下「新条例」という。)第37条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第37条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の紫波町税条例第37条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の紫波町税条例附則第4条の3第1項及び第2項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の紫波町税条例附則第4条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第18条第4項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第18条第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。